

内部統制システムの基本方針

当社の経営体制は、この「内部統制システムの基本方針」に準拠した事業展開を行うものとする。よって、経済情勢など環境変化に即応し、持続的な成長・発展を経営目標とし、その業務の有効性・効率性を高め、株主や投資家に向けた財務報告の信頼性を確保し、事業活動に係る法令や規則を遵守した組織運営を行う。従って、適切な対応処理を可能とするため定期的に諸条件を見直し、修正・改善を加えて適法で信頼性の高い企業体制を構築することを目的とする。

1. 取締役及び使用人の職務が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法第 362 条第 4 項第 6 号)

- (1) 取締役及び使用人が法令及び定款に適合した行動をとり、かつ社会的責任を果たすことができるように「コンプライアンス規程」「コンプライアンス行動指針」を制定し、その周知をはかることとする。
- (2) 「コンプライアンス委員会」を活用して、コンプライアンス上の重要な課題を審議するとともに、コンプライアンス体制の維持・向上を図り、啓蒙教育を実施する。
- (3) 内部通報者の保護に関する規程「公益通報者保護規程」に基づく通報、相談窓口の設置により、コンプライアンスに反する行為または反するおそれのある行為に関する不祥事の未然防止及び早期発見、是正に努める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(会社法施行規則第 100 条第 1 項第 1 号)

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、定められた保存媒体に応じて適切・確実に、かつ検索及び閲覧可能な状態で定められた期間、保存・管理するものとする。

3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則第 100 条第 1 項第 2 号)

- (1) 緊急事態発生時の管理体制の基本を定める「緊急事態対策規程」に基づき、特定の緊急事態が発生した場合、またはその発生が予想される場合は、緊急事態対策室（以下「対策室」という。）を設置し、対策室は具体的な対応方針及び必要な対策を決定し、損失を最小化するための措置を講じる。
- (2) 対策室は、緊急事態解決策を実施したときは、同規程に基づきその直後の取締役会で報告しなければならない。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第 100 条第 1 項第 3 号)

- (1) 取締役の職務の執行が、効率的に行われることを確保するための体制の基礎となる取締役会は、「取締役会規程」により開催するものとする。また、経営に関する重要事項については、事前に内部調整を経て、取締役会に付議するものとする。
- (2) 取締役及び管理職により構成された「定例ミーティング」を定期的に開催し、業績の実態・改善策を報告させ、具体的な施策を実施させるものとする。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法施行規則第 100 条第 1 項第 4 号)

- (1) 取締役会の決定に基づく業務執行については、「職制規程」において定める職責と権限により、相互牽制機能の維持に留意しながら、業務執行を行うものとする。
- (2) 各部署において定期的に月例検査を実施し、コンプライアンス室に報告すると共に、コンプライアンス室は報告内容を代表取締役社長及び監査役に報告するほか、コンプライアンス室は定期的な内部監査を通じて報告内容及び改善状況を検証する体制を構築し、内部統制の実効性を高めることとする。

6. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(会社法施行規則第 100 条第 3 項第 3 号)

- (1) 取締役及び使用人は業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に報告するものとし、職務の執行に関する法令違反、定款違反及び不正行為の事実、または損害を及ぼす事実を知ったときは、遅滞なく監査役に報告するものとする。なお、前記に拘らず、監査役は必要に応じて、取締役会及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。
- (2) 監査役が、取締役会に出席するほか、その他の重要な会議に出席することにより、意見や情報の交換を行える体制とする。

7. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第 100 条第 3 項第 4 号)

代表取締役社長と監査役との定期的な意見交換の実施や、内部監査部門及び会計監査人との緊密な連携により情報を共有することにより、取締役及び使用人の業務の適法性・妥当性にかかる監査役監査の実効性を高める体制とする。

8. 反社会的勢力を排除するための体制

- (1) 当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切 関わりを持たず、また不当な要求に対しては経営陣が適切に関与し、組織全体として毅然とした姿勢で対応することとした「反社会的勢力に対応する基本方針」(宣言文)を制定し内外に表明する。
- (2) 取締役会は、社内規程として「民事介入暴力対策規程」及び「反社会的勢力対応規程」を制定し、反社会的勢力との関係遮断や被害を防止するための対応等について明文化し、その徹底を図るべく実効性のある社内体制の整備を図るものとする。

以上